

平成 28 年

第 1 回市議会定例会 議案第 37 号

職員の分限に関する条例の一部改正について

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和 27 年函館市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「ならびに第 28 条第 3 項および第 4 項」を「，第 28 条第 3 項および第 4 項ならびに第 29 条の 2 第 2 項」に，「ならびに失職の例外」を「，失職の例外ならびに条件付採用期間中の職員の分限」に改める。

第 2 条の見出しを「（降任，免職および休職の基準および手続）」に改め，同条第 1 項および第 2 項を次のように改める。

法第 28 条第 1 項第 1 号の規定により職員を降任させ，または免職することができる場合は，次の各号のいずれかに該当する場合であつて，指導その他の市長が定める措置を行つたにもかかわらず，勤務実績が不良なことが明らかとなるときとする。

- (1) 当該職員の能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）または業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）の総合評語（当該能力評価または当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号をいう。）であつて任命権者が定めるところにより最終評価として決定されたものが最下位の段階である場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか，当該職員の勤務の状況を示す事実に基づき，勤務実績がよくないと認められる場合

2 法第28条第1項第2号の規定により職員を降任させ、または免職することができる場合は、任命権者が指定する医師によつて、長期の療養もしくは休養を要する疾患または療養もしくは休養によつても治癒し難い心身の故障があると診断され、その疾患もしくは故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないことが明らかな場合とする。

第2条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 法第28条第1項第3号の規定により職員を降任させ、または免職することができる場合は、職員の適格性を判断するに足ると認められる事実に基づき、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合であつて、指導その他の市長が定める措置を行つたにもかかわらず、適格性を欠くことが明らかなときとする。

4 法第28条第2項第1号の規定により職員を休職にする場合または同号の規定による休職の期間を更新する場合には、原則として医師の診断の結果に基づいて行うものとする。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 法第28条第2項第1号の規定により休職を命ぜられた職員が、復職を命ぜられた日から起算して1年以内に同号の規定により再度の休職を命ぜられた場合は、当該再度の休職の期間と直前の休職の期間は連続しているものとみなす。ただし、負傷または疾病の状況等により、連続しているものとみなすことが適当でないと任命権者が認めるときは、この限りでない。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(条件付採用期間中の職員の特例)

第7条 条件付採用期間中の職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、いつでも降任させ、または免職することができる。

(1) 法第28条第1項第4号に掲げる場合

(2) 特別評価(条件付採用を正式のものとするか否かについての判断のために行う能力評価をいう。)の総合評語(当該特別評価の結果

を総括的に表示する記号をいう。)であつて任命権者が定めるところにより最終評価として決定されたものが下位の段階である場合または勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、その職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められるとき。

(3) 心身に故障がある場合において、その職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められるとき。

(4) 前2号に掲げる場合のほか、客観的事実に基づいてその職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められる場合

2 前項の職員は、法第28条第2項各号のいずれかに該当する場合には、いつでも休職にすることができる。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第3項の規定は、この条例の施行の日以後の休職の期間について適用する。

(提案理由)

降任、免職および休職に係る基準および手続ならびに休職期間の算定方法を改め、ならびに条件付採用期間中の職員の分限に係る基準を定めるため